

令和5年第1回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第1号)

招 集 年 月 日	令和5年1月26日			
招 集 の 場 所	本庁 大集会室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和5年1月26日 14時00分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和5年1月26日 14時30分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 7 名 欠 席 3 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	宮本 千春	△	
	2	河野 幸枝	△	
	3	笠井 清孝	○	
	4	栗栖 芳秋	○	
	5	佐藤 潤	○	
	6	富永 富幸	○	
	7	沖 貴雄	△	
	8	武本 宮紀	○	
	9	小笠原 敏子	○	
	10	河本 穂津雄	○	
議事録署名委員	5 番	佐藤 潤		
	6 番	富永 富幸		

議長	<p>それでは、議案第3号について、審議に入ります。</p> <p>事務局から説明がありましたように現地確認が不可能なため、これは所有者へも現地確認が春以降になることも了承済みであります。</p> <p>ということでこの議案第3号について継続審議としたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第3号について継続審議とします。</p> <p>次に議案第4号から7号について関連事案ですのであわせて事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲受人はそれぞれ[]株式会社となっており、4号の譲渡人の住所は[]、お名前が[]さんです。5号の譲渡人の住所は[]、お名前が[]さんです。6号の譲渡人の住所は[]、お名前が[]さんです。7号の譲渡人の住所は[]2、お名前が[]さんです。こちら7号については3年前の一時転用許可の時には[]さんの所有物となっておりましたが、すでに3条申請を済まされており、所有者は[]さんへ変更済みとなっております。</p> <p>一時転用の許可の内容についてですが、工期が令和2年2月18日～令和5年2月17日までとなっておりますが、今回の履行延期承認申請で令和5年10月31日まで延期させてほしいと申請が出ております。</p> <p>申請地は4号は大字下筒賀字西高下2073番1、2074番1、2074番2、2075番1、2078番1、地目が田、面積が合計で2,345㎡です。5号は大字下筒賀字北高下、地番が1928番1、地目が田、面積が352㎡、6号は大字下筒賀字北高下、地番が1924番1、1925番、地目が田、面積が合計で2,782㎡、7号は大字下筒賀字西高下、地番が2076番1、地目が田、面積が1,061㎡となっております。</p> <p>申請理由は砂利採取業務は完了し農地への復旧業務を行っておりますが、公共工事の減少による埋戻し材の不足や、復旧作業に係る人材不足等で工程遅延が発生したため。となっております。</p> <p>資料2、7ページをご覧ください。こちらが先月中旬の写真となっております。すでに一部は水路及び畦畔が作られている状況です。履行延期承認申請によって完了予定を10月31日まで延期し、農地への復旧をしていただきます。工事がスムーズにいけば夏ごろには終わるかもしれないとのことでしたが、余裕を見て10月31日までとさせていただいております。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第4号から7号について、審議に入ります。議案第4号から7号について質疑はありませんか。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 4 号から 7 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 4 号から 7 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 3 点させていただきます。</p> <p>1 点目は農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 2 件出ております。資料 3、8 ページをご覧ください。1 件目は■■■■の■■■さん、2 件目は■■■■の■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>2 点目は農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について情報提供です。資料 4、12 ページをご確認ください。令和 5 年 4 月 1 日から農地取得の際の条件になる下限面積要件がなくなります。よって 4 月からは小規模からでも農地を取得することができるようになります。そして、空き家バンクに付随する農地について別段面積を定めておりますが、そちらも廃止しますので 3 月の総会にて議案に挙げる予定です。周知方法として安芸太田町広報へ掲載をする予定です。</p> <p>3 点目は不動産に関するルール改正についてです。資料 5、14 ページからが研修の際に配布された資料です。16 ページをご覧ください。農地の関係で問い合わせが多いのが、相続登記の申請の義務化についてです。令和 6 年 4 月 1 日から開始されます。相続登記がされず何代か前の名前のままの土地がありますが、正当な理由がないのに登記をしなかった場合は 10 万円以下の罰金となりますのでご注意ください。今月の安芸太田町広報にも掲載はしておりますが、相続されていない土地をお持ちの方から相談を受けた際には相続登記が義務化されることをお伝えいただけたらと思います。</p> <p>また、相続土地国庫帰属制度が令和 5 年 4 月 27 日から新しく開始されます。こちらは相続をした土地がいない場合、国へ渡すというものです。今までは相続放棄をして土地以外の物も含めて放棄をするしかなかったですが、この制度は土地のみを手放すことができるものです。しかし、条件があったり負担金として 10 年分の土地管理相当額、一筆 20 万円を支払う必要があります。なのでこちらの制度を利用するにはかなりハードルが高いと思われませんが、制度について知っておいていただけたらと思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。 これを持ちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和5年第1回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(14:30)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>5 番委員</p> <p>6 番委員</p>
----	--